

武器貿易条約(ATT): 関連する条約等国際文書から見て

広島市立大学 広島平和研究所 准教授 福井 康人

1. はじめに

武器貿易条約(ATT)は国際的及び地域的な平和及び安全への寄与のため、通常兵器の国際貿易の規制等のための可能な最高水準の共通の国際的基準の確立、その不正な取引等の防止を目的とする条約である。条約交渉時には2回に亘る外交会議が失敗に終わったため、2013年4月3日に国連総会により採択され、その後2014年12月24日に発効した。この条約は前文、28か条からなる条約本体及び末文で構成された比較的短い条約である¹。しかしながら、適用範囲(第2条)、禁止(第6条)、輸出及び輸出評価基準(第7条)の具体的内容については、他の条約等国際文書が引用され、その具体的内容が委任されている複合構造の条約であり、関連しうる国際文書は50以上にのぼる²。

本稿においては、このようなATTに関連する国際文書を対象として、特に上述の条約の適用範囲、ATTの主要な義務である禁止、更には輸出及び輸出評価基準の3点につき、条約実施の際にはどのような点を考慮すべきか検討を加えることとする。ちなみに、日本における国内実施との関連では、

ATTを締結するための国会承認を得る際には新たな立法措置及び財政措置を必要としないとされ³、本稿で取り上げる適用範囲、禁止、輸出及び輸出評価基準のいずれも、外国為替及び外国貿易法(外為法)等既存の国内法令の範囲内で対応可能であると整理されている。

2. 条約の適用範囲(第2条)

まず、ATTの適用範囲について、第2条1項は戦車、装甲戦闘車両、大口径火炮システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍艦、ミサイル及びその発射装置、小型武器及び軽兵器を対象とすると規定しており、これは国連軍備登録制度の7カテゴリー⁴、小型武器・軽兵器に該当する通常兵器が該当する。このため、軍備登録制度は冷戦時代の重火器を中心として制度設計されていることから、近年に開発された最新兵器は対象とならないものが多い等問題点をそのまま継承しているとの批判もある。なお、小型武器については確立された定義はないものの、国連総会決議で採択された小型武器国際追跡文書での定義が最も新しい試みである⁵。

¹ 条約交渉経緯、特にATTにおける重要な概念である移転(輸出、輸入、通過、積替え及び仲介)の詳細については、拙稿「軍縮・不拡散分野の国際立法－武器貿易条約を例にとって－」『外務省調査月報』2014年12月(第2号)及び“The Arms Trade Treaty: Pursuit for effective control of the arms transfer,” *Journal of conflict and security law*, Vol. 20-2 (Oxford University Press, 2015)を参照願いたい。

² 例えば、日本の代表的な条約集である『ベーシック条約集』(東信堂)には、多数国間条約に限定しても国際人権法は17条約が掲載されており、世界人権宣言等関連するソフト・ロー形式のものも加えると数は更に増える。他方で、国際人道法については31条約が収録され、人権人道分野の条約だけでも少なくとも50文書以上ある。このため第6条及び第7条に限定した場合、更にテロ防止条約が18条約、国際組織犯罪防止条約及び補足議定書を合わせて4条約を併せると70以上の条約等国際文書が関連する。

³ 「武器貿易条約の説明書」外務省、2014年12月。(at <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000029748.pdf>参照)

⁴ UN Doc. A/52/316, 29 August 1997.

さらにこれらの通常兵器に加えて、弾薬類（第3条）、部品及び構成品（第4条）については、「第2条1の対象となる通常兵器に関連する」との条件の下で、輸出の禁止（第6条）及び輸出の評価基準（第7条）の規定がそのまま適用される。ちなみに、最近報道等でも頻繁に取り上げられる無人機（drone）については、武装している場合には戦闘用航空機に該当するため、ATTの適用対象であると解釈されている。また、その範囲については、「実施に際しては、国内管理制度の確立・実施・維持が求められ、この条約の規定を最も広い範囲の通常兵器について適用されることが奨励され（第5条2項）、「条約の効力発生時における国連軍備登録制度において用いられるものよりも狭い範囲の通常兵器を対象とするものであってはならない（第5条3項）」と規定されている。いずれにせよ、ATTの適用範囲については、日本の場合は外為法第48条1項に基づき制定されている輸出貿易管理令別表第1の1により対応可能である。ちなみに、条約交渉時の議長提案では技術、生産施設等が含まれていたものの、最終的に削除された。可能性は小さいものの、将来条約改正が行われて技術等が含まれることとなった場合には武器等製造法等で担保する必要が生じる。

また、条約の規定上、弾薬類については「第2条1の規定の対象となる通常兵器により発射され、打ち上げられ、又は発射される弾薬類（第3条）」とされ、他方で部品及び構成品については、「第2条1の規定の対象となる通常兵器を組み立てる能力を提供する方法で行われる部品及び構成品（第4条）」と規定されている。もっとも、条約の解釈権は一義的には各締約国にあるため、これらの具体的な範囲の詳細については各国の国内法に委ねられることとなるものの、小型武器に該当する銃器との関連では、国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書に定められている弾薬、部品及び構成品に係る詳細な

定義と比較すると、締約国の裁量に任されている幅が更に大きいことが伺われる。

3. 移転の禁止（第6条）

第6条は、一定の条件を満たす場合に武器の移転を明示的に禁止しており、ATTが武力紛争等に頻繁に使用される武器の貿易を規制するとの軍縮・不拡散条約として機能するための重要な規定である。具体的には安保理決議による武器禁輸等に該当する場合であり⁶、日本の場合は、安保理決議に基づく武器輸出禁輸措置及び自国が締結している国際約束に基づき移転禁止義務を確認するものであり、外為法第10条1項の範囲内で、既に国内実施されているものである。即ち、安保理決議等の実施は、その内容が外務省告示として官報に掲載されることを受けて、外為法の範囲内で財務省、経済産業省により所与の経済制裁措置が発動されるという安保理決議が直接適用される形で実施されており、官報のみならず財務省、経済産業省等のホームページ等でも関連情報が告示されている。第6条の規定する武器移転が禁止される場合について、条文のみでは解りにくいため若干の補足説明をさせて頂く。

(1) 集団殺害、人道に対する罪

集団殺害（ジェノサイド）については「犯罪の中の犯罪（Crime of Crimes）」とされるが、ジェノサイド条約の関連で留意すべき点は、構成要件（actus reus）及び特定意図（dolus specialis）の双方を証明する必要があることである。国際社会が許容しない行為として集団殺害を犯罪化するためには、罪刑法定主義の要請も踏まえて構成要件を明確にする観点から集団殺害の定義は重要な役割を果たす。ジェノサイド条約第2条の定義は、今日では慣習法としてのみならず強行規範（jus cogens）であると看做されており⁷、国際刑事裁判所（ICC）規程第8条

⁵ International Instrument to Enable States to Identify and Trace, in a Timely and Reliable Manner, Illicit Small Arms and Light Weapons.

⁶ ATT第6条が規定している移転の禁止は、(1)国連憲章第7章の規定に基づいて行動する安保理により採択された措置に基づく自国の義務（特に武器輸出入の禁止）に違反する場合（第6条1）、(2)自国が当事国である国際協定に基づく自国の関連する国際的な義務（特に、通常兵器の移転又は不正な取引に関連するもの）に違反する場合（第6条2）、(3)移転について許可を与えようとする時において、当該通常兵器及び物品が集団殺害、人道に対する犯罪、1949年のジュネーブ諸条約に対する重大な違反行為、民用物若しくは文民として保護されるものに対する攻撃又は自国が当事国である国際協定に定める他の戦争犯罪の実行に使用されるであろうことを知っている場合（第6条3）の3つの場合である。

の交渉時にもジェノサイド条約に基づく定義がそのまま編入されていることは⁸、この定義が広く支持を得ている証左でもある。

しかしながら、問題は集団殺害罪の構成要件のみならず特定意図の証明も容易ではないことである。2014年2月に判示されたジェノサイド条約適用事件（セルビア対クロアチア）判決でも、特定意図の存在が立証できずジェノサイド条約には違反しないと判示した一方で、失踪者の特定等にセルビア・クロアチア両国に協力を要請するとともに、被害者の救済を含めた和解を要請した⁹。セルビアはストーム作戦により多数の失踪者を発生させたにもかかわらず、ICJはジェノサイド条約違反を問うことは出来なかった。旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）でも集団殺害罪から人道に対する罪に切り替えて訴追された事例があることから伺われるように、集団殺害罪の立証は容易ではなく、これはATTの評価基準にも関係しうる点の一つである。

更に、人道に対する罪については、ICC規程第7条1(a)–(k)に規定された犯罪を指すものとされており、戦争犯罪についてもICC規程第8条により指定された犯罪であると解されている。このように第6条の禁止のトリガーとなる違反行為を規定する条約の内容はICC規程にも編入されているように、ATTは国際刑事法にも関連しており、国際人道法、国際人権法も含め、複数の国際法レジームと交差し

ている興味深い事例である。

(2)ジュネーブ諸条約の重大な違反

ジュネーブ諸条約及び第1追加議定書は、特定の行為を条約の「重大な違反行為」と定めた上で、そのような重大な違反行為を行った者について、各締約国に対して処罰するための国内立法を義務づけるとともに、普遍的管轄権を設定している。「重大な違反行為」が具体的に何をさすかについては、ジュネーブ条約の共通第3条1の禁止内容の「如何なる場合でも、いかなる場所でも敵対行為に参加しない者に対する禁止された行為」が該当するとされる¹⁰。また、ICTY裁判所規程がジュネーブ諸条約に対する重大な違反行為として、「ジュネーブ諸条約に基づいて保護される者、又は財産に対する次の行為」として、殺人等8つの行為を犯罪化している事例もある¹¹。なお、日本の場合はジュネーブ諸条約を締結する際に刑法等による処罰と相まって、国際人道法の的確な実施を確保するために制定された「国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律」がある。同法により、重要な文化財の破壊、捕虜の送還を遅延、占領地域への移送、文民の出国を妨げること等が犯罪化されており、これらはいずれも「重大な違反」に該当するものである。

ちなみに、最近イスラム諸国による文化財破壊行為について報道されることが多いが、文化財破壊行為の禁止については、1954年武力紛争の際の文化財

⁷ Paola Gaeta (ed.), *The UN Genocide Convention-A commentary* (Oxford University Press, 2013), pp.88-89.

⁸ ジェノサイド条約第2条は集団殺害を以下のとおり定義している（ICC規程第6条も同様）。

集団殺害とは、国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部に対し、その集団自体を破壊する意図を持って行う次のいずれかの行為をいう。

- (a)当該集団の構成員を殺害すること。
- (b)当該集団の構成員の身体又は精神に重大な害を与えること。
- (c)当該集団の前文又は一部に対し、身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること。
- (d)当該集団内部の出生を妨げることが意図する措置をとること。
- (e)当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

⁹ Judgement of ICJ, *Application of the convention on the prevention and punishment of the crime of genocide (Croatia v. Serbia)*, 3 February 2015, p.145, para. 524.

¹⁰ ジュネーブ条約共通第3条1は、如何なる場合でも、如何なる場所でも敵対行為に参加しない者に対して以下の行為を禁止している。

- (a)生命及び身体に対する暴行、特に、あらゆる種類の殺人、傷害、虐待及び拷問
- (b)人質
- (c)個人の尊厳に対する侵害、特に、侮辱的で体面を汚す待遇
- (d)正規に構成された裁判所で文明国民が不可欠と認めるすべての裁判上の保障を与えるものの裁判によらない判決の言渡及び刑の執行

¹¹ ICTY裁判所規程第2条は、ジュネーブ諸条約に違反する重大な違反行為として、殺人、拷問又は非人道的待遇（生物学的実験を含む）、身体又は健康に対して故意に思い苦痛を与え又は重大な障害を加えること、軍事上の必要によって正当化されない不法かつ恣意的な財産の広範な破壊又は徴発、捕虜又は文民を共生して敵対する勢力の軍隊で服役させること、捕虜又は文民から公正かつ正式の裁判を受ける権利を奪うこと、文民を不法に追放し、移送し又は拘禁すること、文民を人質にすることから公正かつ正式の裁判を受ける8項目を列挙している。

の保護のためのハーグ条約及び議定書、1999年ハーグ条約追加議定書、ジュネーブ条約第1追加議定書、ICC規程といった複数の条約により禁止されており、このように複数の条約が競合して適用される現象は国際人道法でも看取される現象である。なお、第6条3項には「使用されるであろうことを知っている場合」との心理的要素が条件とされている。ATTにはこのような心理的要素を具体的に説明する規定が置かれていないものの、ICC規程第30条3の「認識 (knowledge)」の定義（「ある状況が存在し、又は通常の成り行きにおいてある結果が生ずることを意識していることをいう。」）と同義であるとされるが、議長提案では目的 (purpose) とされていたため、この点は条件が弱められたとの批判もある。

4. 輸出及び輸出評価基準 (第7条)

日本では、輸出許可については外為法48条1項で武器輸出に係る許可権限を授権された経産大臣が、同法の基本理念（同法第1条の目的）、防衛装備移転三原則（閣議決定）及び防衛装備品移転三原則の運用指針（国家安全保障会議決定）、関連通達をはじめ外為法の運用指針を総合的に勘案し、個々に判断されている。従って、ATTの規定する輸出評価の基準は外為法の運用指針の一部をなして補完するものであり、判断の際に必要なに応じて考慮されるものとの位置付けられる。このため、第7条1項は、国際・地域レベルの平和と安全の観点から、また国際人権法、国際人道法、テロ防止及び国際組織犯罪関連条約への違反・助長を輸出評価基準としている¹²、日本国内ではあくまでも輸出許可審査を行う際の参考とされ、関連する各条約を見ると現実にはケース・バイ・ケースの判断に頼らざるをえな

い点も少なくないのが実情である。

更に、第7条2項は、「輸出を行う締約国は、1の評価を行い、及び危険性の緩和のために実施され得る措置を検討した後、1に規定するいずれかの否定的な結果を生ずる「著しい危険性」が存在すると認める場合には、当該輸出を許可してはならない。」と規定している。このため評価の結果、第7条の下で一定の敷居値を超える場合には輸出が禁止され、第7条は第6条の禁止規定と包含関係にある。なお、第7条3項は評価の際に考慮すべき点として、通常兵器、弾薬類、部品及び構成部品が、性別に基づく重大な暴力行為又は女性及び児童に対する重大な暴力行為を行い、又は助長するためにしようされる危険性をあげている。これは、紛争下の児童、女性、文民保護等武力紛争の犠牲者になりやすい脆弱なグループの保護を要請する国連安保理決議等とも軌を一にする普遍的な規範意識に基づくもので、特に性別に基づく暴力行為を始めて取上げた条約としてATTが評価される点である。

(1) 平和と安全に寄与又はこれらを損なう可能性

国連憲章第24条1項は「国際の平和と安全の維持に関する主要な責任を安全保障理事会に負わせる」とし、他方で同第11条3項は「総会は、国際の平和と安全を危うくする虞のある事態について、安全保障理事会の注意を促すことができる。」と規定している。このため、国連安全保障理事会及び国連総会における国際の平和と安全等国際情勢に関連する審議、決議等の採択の事実は、この基準による評価を行う上で有力な判断材料となるものである。問題は安全保障理事会では常任理事国が拒否権を有することのみならず、特に国連総会においても非同盟諸国、西側諸国といった地域グループによる政治的要因が排除されないことである。

例えば、2015年NPT運用検討会議が失敗に終わった主要原因である中東問題など、イスラエル及びア

¹² ATT第7条1項は以下の輸出の評価基準を定めている。

(a) 平和及び安全に寄与し、又はこれらを損なう可能性。

(b) 次のいずれかの目的に使用される可能性

(i) 国際人道法の重大な違反を犯し、又はこれを助長すること。

(ii) 国際人権法の重大な違反を犯し、又はこれを助長すること。

(iii) 当該輸出を行う国が当事国であるテロリズムに関する国際条約又は議定書に基づく犯罪を構成する行為を行い、又は助長すること。

(iv) 当該輸出を行う国が当事国である国際的な組織犯罪に関する国際条約又は議定書に基づく犯罪を構成する行為を行い、又は助長すること。

ラブ諸国を巡る政治的緊張があるため、上記の両フォーラムでも決議採択等を巡っても政治的駆け引きが行われ、客観性を確保できない状況が生じる可能性があることは避けられない。しかしながら、特に安保理決議は第6条の禁止にも密接に関連するものであり、国連憲章第7章の下で採択されてdecide等の動詞が使用される法的拘束力を有する安保理決議のみならず、当該情勢に対する懸念等が表明される場合も、平和と安全に対する影響の評価を行う上で有益な指標となりうる。

(2)国際人道法の重大な違反

国際法の重大な違反の事例については、上記3.で述べたジュネーブ諸条約の重大な違反よりも範囲が広く、故カッセーゼ元ICTY裁判長は国際人道法の重大な違反 (grave breaches) は戦争犯罪を構成するとした上で、5つの類型を示している¹³。即ち、武力を伴う敵対行為に参加しない者に対する犯罪 (国際的武力紛争のみならず国内紛争も含み、文民・捕虜・負傷者・疾病者等特別な保護を必要とする人を危険に晒すこと)、敵の戦闘員又は文民に対し禁止された戦争方法及び戦争手段に訴える犯罪、特別な保護を受ける人に対する犯罪及び物に対する犯罪、保護された標章を不正に使用した犯罪、15歳以下の児童を徴兵又は敵対行為に参加させる行為の5つの場合をあげている。

ちなみに、この基準では「国際人道法 (international humanitarian law)」と国際人道法の法体系の総体を示す形で規定されており、実定法としての国際人道法の条約のみならず、ニュルンベルグ裁判、東京裁判、ICTY等の判例法、更には慣習法も含まれ、この点は後述の国際人権法も同じである。もっとも国際人道法分野の判例法の中にはICC規程等に既に編入されたものもあるものの、国際人道法が適用されるのは武力紛争時であることから、慣習法化した規範は重要な役割を果たす。例えば、国内紛争を経て分離独立して新たに誕生した国家の多くはジュ

ネーブ諸条約の締約国でないほか、国連の指揮下にあるPKO部隊等に国際人道法の適用が必要な状況が発生しても、国際機関が締約国になることが想定されていないため適用が不可能である。このような場合には、慣習法化した事実を以って適用されるとする必要があり、国際人道法における慣習法の役割は軽視できない。

(3)国際人権法の重大な違反

国際人権法の重大な違反が具体的に何を指すかについては、(各国の国内法に基づくものではなく)国際的な人権法に対する違反であるとされる。特に、人権条約の審査委員会等による判断では適用範囲が広く取られていることを踏まえ、市民的及び政治的権利、更には経済的、社会的及び文化的権利を含めて広範囲に亘るとして、28の権利を代表的なものとして例示した上で、判断基準としては国際人権法により課される義務の性格、人権侵害のスケール・影響度、被害者の立場 (侵害の状況)、人権侵害の影響の4つの指標を提案している先行研究もある¹⁴。

人権の種類及びその侵害の形態は多様であり、「国際人道法の重大な違反」と比較しても、更に明確な説明が困難な場合が多い¹⁵。これは人権理事会においても同じであり、大規模人権侵害は「大規模かつ信頼しうる証拠で確認される一貫した形態の、あらゆる人権および基本的自由の侵害」と定義されている¹⁶。しかしながら、現実には類型化は容易でなく、特にグレーゾーンの事案の場合はケース・バイ・ケースで「国際人権法の重大な違反」に該当するか検討せざるをえないことも少なくない。なお、ある権利の行使が他の人々の人権を侵害・制限するといった権利の抵触もありうるため、一般論として人権侵害の閾値を低く設定することは人権擁護の観点からは合理的と思われるものの、「重大な違反」に該当するかについては慎重な検討が必要とされよう。

¹³ Cassese's International Criminal law, Third edition, (Oxford University Press, 2013), pp.71-75.

¹⁴ Academy Briefing Paper No 6: What amounts to 'a serious violation of international rights law'? (Geneva Academy of International Humanitarian Law and Human Rights, 2013), pp. 5-7.

¹⁵ 人権条約に基づく侵害であっても、個々の事例では事実認定が容易でない場合も少なくない (拷問等禁止条約における拷問と刑罰の区別等)。また、欧州人権裁判所判決等の判例法、慣習法等の事実認定が容易でないものもある。

¹⁶ H.R.C. Doc. A/HRC/RES/ 5/1, "Institution-building of the United Nations Human Rights Council," 18 June 2007, para. 95, p.11. 人権理事会との関係では、大規模侵害は "consistent patterns of gross and reliably attested violations of all human rights and all fundamental freedom" と定義されている。

(4)国際テロ防止条約の犯罪

不法かつ故意の一定のテロ行為を犯罪化する国際テロ防止条約は今日までに18文書が作成されており、そのうち日本が締結しているのは13条約である¹⁷。一連のテロ条約のモデルとなっているのは1990年ハーグ条約であり、個々の条約毎の差異はあるものの、対象犯罪行為、裁判権の設定義務、引き渡すか訴追するか義務、政治犯罪性の否定に係る規定等テロ防止条約に共通する規定もある。国際テロ防止条約の評価基準については、ATTは下記(5)の国際組織犯罪防止条約と同様にその国に法的効力が及ぶ当事国であることを要件にしている。このため、テロ防止条約の中には締約国数が少ない普遍化が進んでいない条約及び未発効条約については、評価基準に該当せず適用範囲が狭くなると指摘されるうる。

更に、テロ条約を巡ってはいわゆる「自由の戦士」の扱い等テロの包括的な定義が国際法上ないこともあり、事実認定に際して困難が伴うことが少なくない。また、多くの国がテロ防止条約に基づいて対処せずに、自国又は関係国との司法協力により故意かつ不法なテロを犯罪として捜査・訴追することを選好する傾向にあり、これはテロ条約の内包する制約を反映した結果でもある。更に、例えば、テロ資金防止供与防止条約は他の8テロ防止条約を附属書に引用した上で、テロ資金の提供及び収集する行為を犯罪化する横断的なテロ防止条約であるが、資金供与の手段がデジタル化等技術革新により複雑・高度化しており、最近話題になっているビットコイン等構成要件を満たすか事実認定が容易でないと思われるものもある。

このように国際テロ条約の犯罪基準は一定の制約を有している。しかしながら、実際に発生したテロ行為が平和と安全を損なう場合には第7条1項(a)の総論的な射程の広い基準にも該当しうる点は、評価基準となる各法体系を定める第7条1項(b)の基準の適用が困難な場合にも対応しうるものであり、国際テロ防止条約等の基準に内在する制約を補完しうるため重要である。

(5)国際組織犯罪防止条約の犯罪

多数国間の犯罪防止条約としては、国際組織犯罪防止条約及び3つの補足議定書（人身取引議定書、

密入国議定書及び銃器議定書）が作成されており、銃器の刻印等の条文で交渉が難航したため銃器議定書が遅れて合意された。この条約により、組織的犯罪集団への参加、犯罪収益の資金洗浄、腐敗行為、司法妨害等の犯罪化が各締約国に求められている。更に、補足議定書により人身取引、移民を密入国させること、銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造・取引等の犯罪化が求められている。

国際組織犯罪防止条約では刑期4年以上の拘禁刑を科す犯罪を「重大犯罪」としており、世界各国の多様な刑事法体系の中で、具体的にどのような犯罪が重大犯罪に該当するかといった点は必ずしも世界共通の基準が存在しないのみならず、各補足議定書の中でも、事実認定が困難な要素は少なくないのが実情である。例えば、人身取引被害者の認定に際しての「自己の支配下に置く」の条件は、脅迫等の場合事実認定が困難なこともあり、国際組織犯罪防止条約を評価基準とする場合にも、客観的な判断は必ずしも容易ではない。

(6)その他の関連事項

ATT交渉段階の議長提案には汚職等についても言及されていたものの、最終的に国連総会で採択された条約文では、国連腐敗防止条約（UNCAC）への言及はない。もっとも、第11条の規定する流用防止の関連で、「流用に対処するための効果的な措置について関連する情報」の中に「不正な活動（腐敗行為、国際的な取引の経路、不正な仲介者、不正な供給源、秘匿のための方法、一般的な発送地点又は組織された集団が従事する流用における仕向地を含む。）に関する情報」として、間接的ながら評価基準にも関連する形でATTに取り入れられた。

この関連で、特に上記の不正な活動の具体例としても取り上げられている仲介取引については第10条に独立して規定され、日本では仲介取引（ブローキング）は外為法第25条4項に従い、経産大臣の許可制となっており、具体的な対象品目及び行為は外国為替令第17号3項にて規定されている。もっとも、同条項により規定されない貨物取引及びいわゆる「口利き」行為のように外為法上の仲介取引に該当しない取引は許可制の対象外である他、日本国籍

¹⁷ 日本が締結済みのテロ防止条約はhttp://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku_04.html参照。

の法人の海外支店以外の日本国籍者が違法な仲介取引を海外で行っても処罰できない等の制約があるとされ、仲介取引者の登録制度も有していない。

しかしながら、例えば、米国では仲介取引業者は登録制とされている他、域外適用も想定された法制度となっており¹⁸、日本の法制度上規制が及ばない仲介取引であっても、このような国との司法共助等諸外国の関係当局との協力を通じて、問題となる仲介取引に対処する道も残されている。更に、大量破壊兵器の拡散金融対策と同様に、武器の不法取引と並行して行われる不正資金フローの監視と併せることにより¹⁹、不法な仲介取引の把握が可能な場合もありうる。

5. 実効的なATTの実施に向けて

ATTが2014年12月24日に発効したことを受けて、ATT第1回締約国会議がメキシコのカンクンにおいて2015年8月24日から27日の期間に開催された。その結果、事務局所在地（ジュネーブ）等ATT事務局の詳細、手続規則、財政規則を含めた財政メカニズムについて合意された²⁰。しかしながら、第13条に定められた報告テンプレートについては残念ながら合意できず、会議報告書では暫定テンプレート案に留意（take note）することに留まった²¹。このため設置が決定された非公式作業部会において更に協議を行い、2016年後半にジュネーブで開催予定の第2回締約国会議での合意を目指す見通しである。このようにATTは本格的な実施段階に入ったが、特に本稿で取り上げた移転の禁止、輸出及び輸出評価の基準に内在する判断に苦慮すると思われる点のみならず、この報告テンプレートの問題も含め

ATTはあいまいな点が少なくない。このような点については、今後も引き続き締約国会議の権能（この条約の解釈から生ずる問題の検討（第17条4項(d)等）も活用しつつ、各締約国が更に実効的な武器貿易規制を実施可能な環境を、徐々に確実に整備することが不可欠であろう。

¹⁸ 米国法典22 U.S. Code § 2778 - Control of arms exports and importsには仲介取引を含めて詳細に規定されている（条文は<https://www.law.cornell.edu/uscode/text/22/2778>参照）。更に、英国の場合も2002年輸出管理法（Export Control Act）第4条が規定する貿易管理の類型の一つとして仲介取引があげられており（同条2項(c)、同条第8項により法人を含め英国国籍人の管理下で行われる英国及びマン島外の地域での取引への域外適用についても定めている（条文は<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/28/section/4>参照）。

¹⁹ 拡散金融については拙稿「大量破壊兵器の不拡散措置-FATF勧告を事例として」『軍縮研究』（2014年、信山社）47-55頁を参照願いたい。

²⁰ ATTに係る予算制度については単年度予算制（但し、分担率は国連予算同様3年毎に見直される）となり、分担率は上限（22%）及び下限（100ドル）が設定されたシーリング・フロアリング方式とすることが決定された。なお、ATTは分担金支払義務等財政メカニズムに関する明示的な規定を有しないものの、第24条の脱退規定の制限条件から分担金支払い義務があることが推定されると解釈される。

²¹ ATT Doc. ATT/CSP1/2015/6, 27 August 2015, p.6.